愛知県困難な問題を抱える女性支援及び D V 防止 基本計画

2024年3月



はじめに

近年、女性が抱える困難な問題は、DV被害や性的な被害、生活困窮、家族 関係の破綻など、多様化、複雑化、複合化しています。

これまでも本県では、DVの防止及び被害者支援を推進するため、2001年に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、4次にわたり「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、市町村や警察等の関係機関や民間支援団体と連携しながら、施策の推進を図ってまいりました。

また、2022年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等といった理念を踏まえた支援の枠組みを構築することとされました。

こうした経緯や、女性をめぐる現状、課題を踏まえ、この度新たに、2028 年度までを計画期間とする「愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画」を策定いたしました。

この計画では、相談、保護・安全確保、自立支援までの切れ目ない支援を提供するための施策を推進するとともに、個人の尊厳の尊重や支援機関相互の連携・協働といった観点を重視し、本県における女性支援の充実を図ってまいります。

県民の皆様をはじめ、計画推進に関わる全ての方々とともに、この計画の基本目標である「困難な問題を抱える女性が、その意思を尊重され、自立した生活を営むことができる社会の実現」「個人の尊厳が尊重され、配偶者からの暴力を許さない社会の実現」を目指し、全力で取り組んでまいりますので、一層の御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、御尽力をいただきました計画策定検討会議の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました多くの方々に深く感謝申し上げます。

2024年3月

愛知県知事 大 村 秀 章

目 次

第 1	章 計画策定の基本的な考え方	1
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格	3
3	計画期間	3
4	基本的な視点	3
5	基本目標	4
第2	章 本県の女性支援をめぐる状況	5
1	愛知県女性相談センターの相談状況	6
2	愛知県の一時保護の状況	6
3	婦人保護施設の状況	8
4	DVに関する相談等の状況	9
	(1) 全国の相談状況	
	(2) 警察への相談状況	
	(3) 愛知県への相談状況	
	(4) 保護命令申立の状況	
	(5) DV被害の経験	
5	性犯罪・性暴力被害に関する相談等の状況	13
	(1) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ	
	支援センターにおける支援状況	
	(2) 性犯罪認知件数	
6	相談体制に関する状況	14
	(1) 県内市町村の状況	
	(2) 相談窓口の認知度	
7	その他の社会状況	15
	(1) 相対的貧困率	
	(2) 非正規の職員・従業員	
	(3) ひとり親世帯	
第3	章 困難な問題を抱える女性支援及びDV防止・	
	被害者支援に関する取組	17
1	施策の柱	18
2	計画の体系	20
3	現状と課題及び今後の取組	21
	(1) 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり	21

		①男女平等や人権擁護に関する啓発の推進		21
		②DVや性被害等の防止に向けた教育・啓発の推進		23
	(2)	包括的な相談支援体制の整備		25
		③愛知県女性相談センターの機能強化		25
		④市町村における相談支援体制の整備		27
		⑤多様な相談支援ニーズへの対応		29
	(3)	適切な安全確保・保護体制の整備		33
		⑥適切な安全確保の実施		33
		⑦一時保護中の支援の充実		35
	(4)	本人の意思を尊重した自立支援の推進		37
		⑧総合的な生活支援		37
		⑨心理的支援の充実		41
		⑩子どもへの支援		43
	(5)	支援者の育成と支援機関相互の連携・協働		46
		⑪支援者の育成に向けた研修の充実		46
		⑫支援機関相互の連携・協働の促進		48
第4:	章 計	·画の推進		50
1	推進	体制		51
2	計画	の進行管理		51
3	数值	目標		52
参考	資料			53
\bigcirc	用語	説明		54
\bigcirc	愛知	県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画	(仮称)	
	策定	· 檢討会議設置要領		56

※本計画では、わかりやすい表記とするため、2024年4月1日の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行後の機関名称等を使用しています。

<2024年4月1日以降の名称>

「婦人相談所」 → 「女性相談支援センター」

「婦人相談員」 → 「女性相談支援員」 「婦人保護施設」→ 「女性自立支援施設」

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

我が国において、対象者が「女性であること」に着目した福祉的支援のための施策は、長年の間、売春防止法に基づく婦人相談所の設置や婦人相談員の配置等、婦人保護事業を中心に進められてきました。

社会経済状況の変化に伴い、生活困難や家庭環境の問題等、様々な課題を抱えた女性が婦人保護の現場において増加したこと等を受け、事業の対象は、事実上、売春を行うおそれのある女子(要保護女子)以外にも拡大されてきましたが、要保護女子の保護更生を本来の目的とする売春防止法は、女性の人権の擁護や福祉の増進、自立支援等といった視点が不十分なものでありました。

様々な困難の中でもDVについては、2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)が施行され、婦人相談所等がDV被害者の支援を行う機関として位置づけられ、DV防止法も婦人保護事業の根拠法の一つとされました。

本県では、DV防止法第2条に基づき、2005年12月に「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、DVの防止と被害者支援に向けた取組を推進することとし、以降、2007年、2012年、2017年に改定を重ね、現在では2019年度から2023年度までを計画期間とする第4次計画に基づき、施策の推進を図ってきました。

こうした中、近年、女性の抱える問題は一層、複雑・多様化しており、売春防 止法を主な根拠する従来の枠組での対応は限界があるとして、「女性の福祉」や 「人権の尊重や擁護」「男女平等」の視点を明確にした上で、新たな支援の枠組 みを構築することを目的とした「困難な問題を抱える女性への支援に関する法 律」(以下「女性支援法」という。)が、2022年5月に制定されました。

こうした経緯や女性をめぐる現状・課題、女性支援法の趣旨等を踏まえ、困難を抱える女性の支援の充実に向けて、新たに本法に基づく基本計画を策定することとしました。策定にあたっては、施策の関連の深い「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」と一体的に策定し、「愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画」として、様々な施策を着実に推進してまいります。

※ 困難な問題

女性が女性であることにより直面しやすい問題 (例) DV・ストーカー被害、性的な被害、予期せぬ妊娠、 不安定な就労状況、経済的困窮 等

2 計画の性格

この計画は、女性支援法第8条に基づき、困難な問題を抱える女性の支援に関する本県の基本的な方針や施策の方向性を示す基本計画です。

また、この計画は、DV防止法第2条の3第1項に基づき、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護に関する本県の基本的な方針や施策の方向性を示す基本計画としての性格を合わせ持ちます。

この計画は、本県の福祉・保健・医療施策全体の方向性を示す「あいち福祉保健医療ビジョン 2026」の個別計画です。

この計画は、男女共同参画社会基本法に基づく法定計画である「あいち男女共同参画プラン 2025」、愛知県少子化対策推進条例に基づく基本計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画である「あいちはぐみんプラン 2020-2024」など、困難な問題を抱える女性支援に関わる本県の様々な分野における計画との整合性を図り、これらの計画と一体となって施策を推進します。

3 計画期間

この計画は、2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの5年間を計画期間とします。

4 基本的な視点

女性支援法の基本理念等を踏まえ、必要な施策を位置付けます。

【法の基本理念の概要】

- 女性の抱える問題が多様化、複合化していることを踏まえ、それぞれの意思が尊重され、その福祉が増進されるよう、発見・相談・心身の健康回復、自立支援等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく支援が実施されるようにすること。
- 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資すること。

5 基本目標

以下の2つを基本目標とします。

1 困難な問題を抱える女性が、その意思を尊重され、自立した生活を営むことができる社会の実現

女性の抱える困難な問題は、DV・ストーカー被害、性的な被害、予期せぬ 妊娠、不安定な就労、経済的困窮等、多岐に亘っており、その問題が多様化す るとともに複合化し、そのために複雑化しているとされています。また、国 籍や出自、疾病や障害の有無、性自認など、一人ひとりの背景も様々です。

多様な関係機関が相互に連携し、支援対象者に寄り添った支援を行うことにより、支援対象者が自ら意思を決定し、自立した生活を営むことができる社会の実現を目指します。

【「自立」の考え方】

経済的な自立のみではなく、個々の状況や希望、意思、選択に応じて、必要な福祉サービス等を活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営むことを含みます。

2 個人の尊厳が尊重され、配偶者からの暴力を許さない社会の実現

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、個人の尊厳を害し、 男女平等の実現の妨げとなっています。男女が対等なパートナーとして共に 活躍できる社会を築いていくためには、暴力は絶対に根絶されなければなり ません。

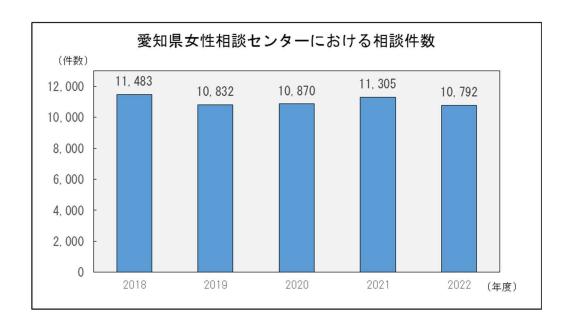
潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに深刻化しやすいというDV被害の特性を踏まえつつ、DVの防止や被害者の自立支援に向けた取組を促進することにより、DVを容認しない社会の実現を目指します。

第2章 本県の女性支援をめぐる 状況

1 愛知県女性相談センターの相談状況

愛知県女性相談センターでは、日常生活を営む上での悩みや問題を有する女性に対して、面接及び電話により、広く相談に応じています。

近年の相談件数は、面接相談、電話相談合わせて1万件を超えています。



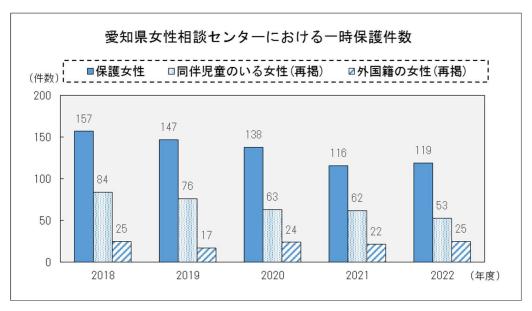
相談の内容をみると、面接相談、電話相談ともに、配偶者や親族等の「人間関係」に関する相談が高い割合を占め、次いで「住居・経済問題」「心身の問題」が多くなっています。

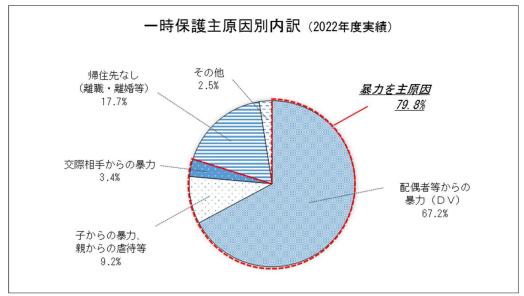
相談者の年代別では、面接相談は30歳代と40歳代とで半数以上を占めており、電話相談では、60歳以上が最も多く、50歳代、40歳代と続いています。

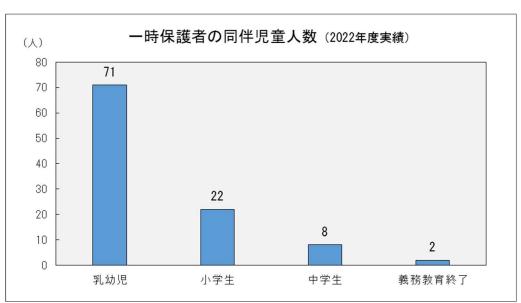
2 愛知県の一時保護の状況

女性が緊急に保護を必要とする場合、愛知県女性相談センターや委託契約を 締結した民間社会福祉施設等において一時保護を行っています。

近年、一時保護件数は減少傾向にありますが、配偶者、交際相手、家族等からの暴力を原因とする一時保護が約8割を占めています。また、外国籍の女性が約2割、同伴児童のいる女性が約半数を占めています。







3 婦人保護施設の状況

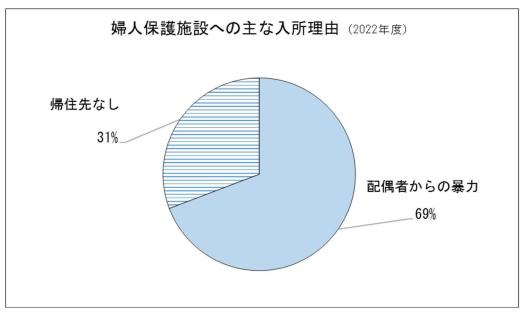
DV等様々な事情により地域での継続した生活が困難な女性について、婦人 保護施設への入所措置を行い、日常生活や就業等の支援を行っています。

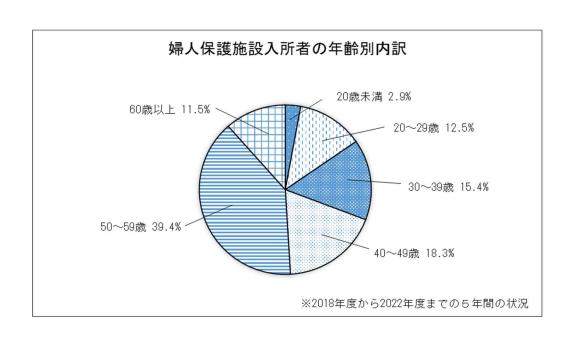
本県では県内に2つの婦人保護施設があります。

近年、延べ利用人数は減少傾向にあり、DV被害による入所が約7割、帰住先がないことによる入所が約3割となっています。

入所者の年代別では、50 歳以上が約半数を占め、10 歳代、20 歳代で約 15%となっています。



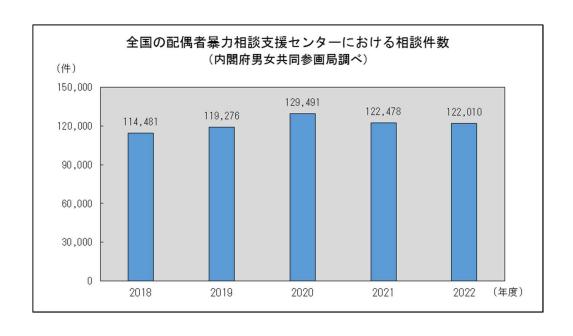




4 DVに関する相談等の状況

(1)全国の相談状況

全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、2020 年度には 12万9千件を超え、2022年度も約12万2千件となるなど、高い水準で推移 しています。



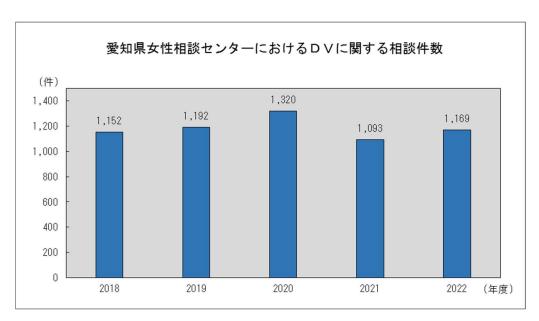
(2) 警察への相談状況

警察では、DV防止法に基づき、被害者からの相談を受けるとともに、被害者の保護や被害発生防止のために必要な援助等を実施しており、2018 年から 2022 年の間でみますと、全国及び愛知県の相談受理件数はいずれも増加しています。



(3)愛知県への相談状況

愛知県女性相談センターにおけるDVに関する相談件数は、毎年千件を超える水準で推移しており、深刻な状況となっています

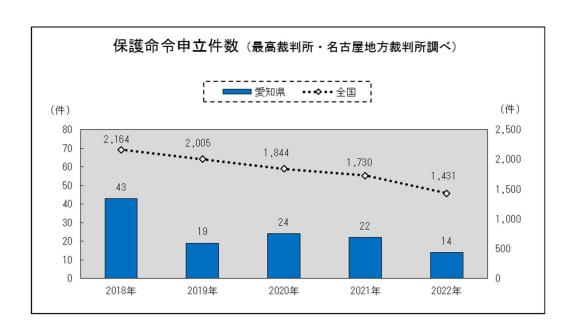


※面接相談、電話相談の合計

(4) 保護命令申立の状況

保護命令制度とは、配偶者(事実婚・内縁関係を含む。)や生活の本拠を 共にする交際相手から、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた 場合、被害者の申立てにより、裁判所が加害者(相手方)に発する命令のこ とで、接近禁止命令、退去命令、電話等禁止命令があります。

この5年間の保護命令申立件数は減少傾向にあります。

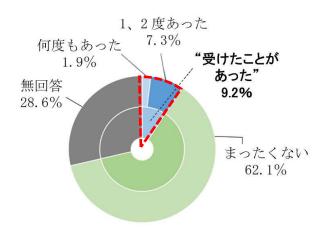


(5) DV被害の経験

2021 年度に実施した県政世論調査によると、配偶者や交際相手からの被害経験について、「身体的暴行」を受けたことがある回答した人が 9.2%、同様に「心理的攻撃」は 11.1%、「性的暴行」は 4.7%となっています。

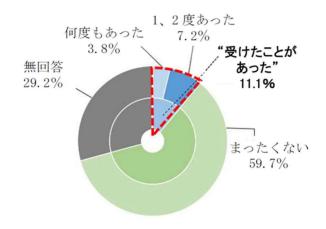
①身体的暴行

(殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばすなどの身体に対する暴力を 受けた)



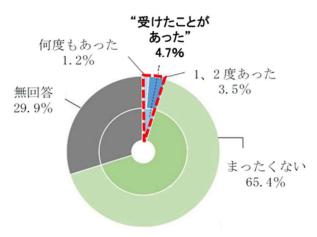
②心理的攻撃

(人格を否定するような暴言や、交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ、又は、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた)



③性的暴行

(いやがっているのに性的な行為を強要された、又は、避妊に協力して もらえないなどの性的暴力を受けた)



※①~③の回答率(%)は、小数第 2 位を四捨五入しており、合計が 100%にならない場合があります。また、小計についても同様に異なる場合があります。

【県政世論調査】

県民生活に関わりの深い県政の各分野の当面する様々な課題について、県民の関心や意向、要望等を把握し、今後の県の県政運営に反映するための基礎資料とするため実施。

調査対象 県内居住の18歳以上の県民

標 本 数 3,000 人 (回収数 1,590 人)

抽出方法 層化二段無作為抽出法

調査方法 郵送法・インターネット回答併用

5 性犯罪・性暴力被害に関する相談等の状況

(1) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける支援状況

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「性暴力救援センター日赤なごやなごみ」(日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院内に設置されている病院拠点型のワンストップ支援センター)の支援状況は、電話相談件数、来訪相談件数とも増加傾向にあり、2022年は開設以来、最も多い相談件数となりました。

診察件数は、2020 年、2021 年と減少しましたが、2022 年は増加しています。

700 2,200 2,090 2,000 1,787 1,738 ¬ 600 1,660 606 1,800 1,564 582 1,600 559 500 1,400 400 1,095 1,200 413 1,000 300 800 200 173 167 164 600 148 143 97 400 100 200 0 0 2017年 2018年 2019年 2020年 2022年 2021年 来訪相談 💳 診察 💳 -電話相談

「性暴力救援センター日赤なごやなごみ」における支援状況

※「性暴力救援センター日赤なごやなごみ」資料より作成件数は延べ件数

(2)性犯罪認知件数

愛知県警察で認知した性犯罪(強制性交等、強制わいせつ)の件数は、 年間300件を超える水準で推移しています。

性犯罪認知件数

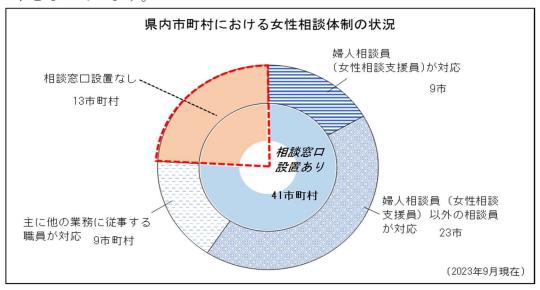
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
強制性交等	81	77	116	78	96	106
強制わいせつ	371	312	296	253	253	244
計	452	389	412	331	349	350

※愛知県警察「犯罪統計月報」より作成

6 相談体制に関する状況

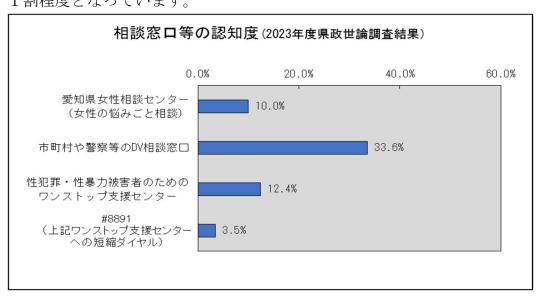
(1) 県内市町村の状況

愛知県内では、全54市町村の内、41市町村がDV又はその他の女性の悩み事に関する相談窓口を設置しています。そのうち、売春防止法に基づく婦人相談員(女性支援法における「女性相談支援員」)を設置しているのは9市となっています。



(2)相談窓口の認知度

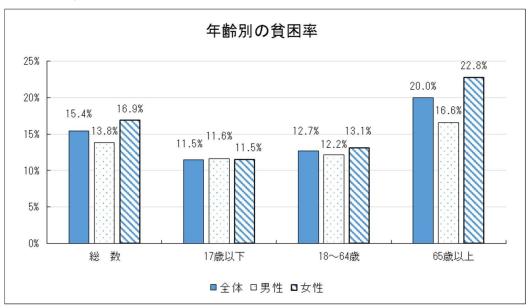
2023 年度に実施した県政世論調査によると、「市区町村役場や福祉事務所、警察などに、DVについて相談できる窓口があること」を知っていると答えた人の割合は33.6%にとどまり、「愛知県女性相談センターやその駐在室で、女性の抱える悩みごとや心配ごとなどの相談を受け付けていること」「性犯罪・性暴力被害に関する相談窓口(性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター)があること」を知っていると答えた人の割合はいずれも1割程度となっています。



7 その他の社会状況

(1) 相対的貧困率

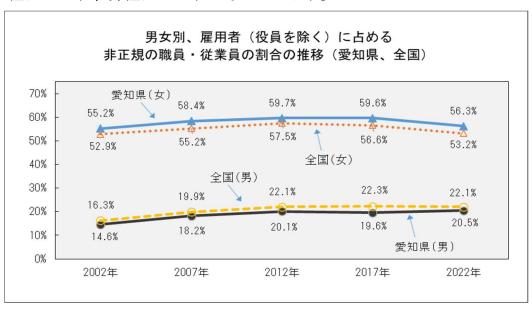
厚生労働省の国民生活基礎調査によると、相対的貧困率は男性より女性 の方が高くなっており、特に65歳以上の世代においてその差が大きくなっ ています。



資料: 令和4年国民生活基礎調查(厚生労働省)

(2) 非正規の職員・従業員

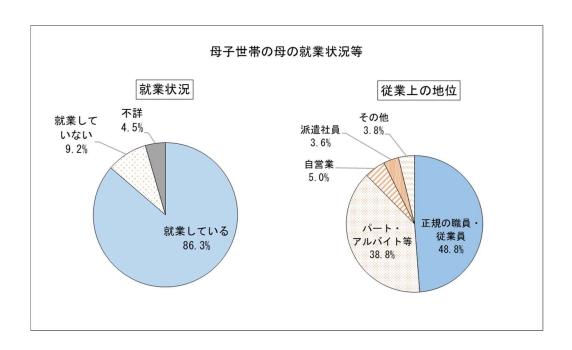
本県における雇用者(役員を除く。)に占める「パート」や「アルバイト」等の非正規の職員・従業員の割合の推移を男女別に見ると、2022 年では女性は56.3%、男性は20.5%となっています。

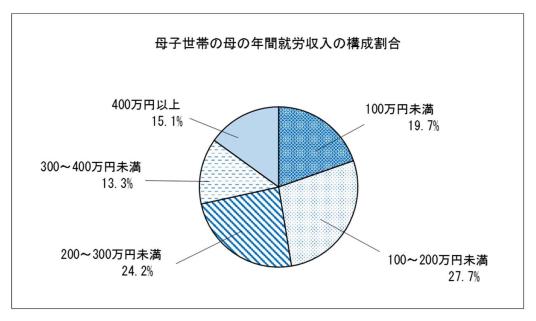


資料:令和4年就業構造基本調査結果(愛知県分)から作成

(3)ひとり親世帯

ひとり親家庭については、厚生労働省が実施した「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」によると、母子家庭の母の就業率は9割近くとなっていますが、42.4%がパート・アルバイト等や派遣社員で、年収200万円未満が47.4%と半数近くになっています。





資料:令和3年度全国ひとり親世帯等調査(厚生労働省)から作成

第3章 困難な問題を抱える女性支援 及びDV防止・被害者支援に 関する取組

1 施策の柱

困難を抱える女性の意思や尊厳が尊重され、その福祉が増進されるよう、相談、 保護・安全確保、自立支援までの切れ目ない支援を提供します。

また、支援対象者の抱える困難は、DV・ストーカー被害など迅速な安全確保が必要となるもののほか、不安定な就労状況、経済的困窮等、複雑・多様化しています。このため、市町村を始めとする行政機関、女性自立支援施設、民間支援団体などの関係機関との連携・協働のもと、支援対象者のニーズに応じた支援を提供します。

こうした支援を提供していくため、以下の5つの施策の柱を設定し、様々な取組を推進します。

1 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり

広く県民に対して人権の擁護や男女平等に関する意識の啓発を行います。 また、DVや性被害等を防止するため、若い世代から正しい知識を身に付ける ことができるよう、教育や啓発を実施します。

2 包括的な相談支援体制の整備

複雑化・多様化した課題やニーズに包括的に対応できるよう、愛知県女性相談 センターの機能や身近な相談窓口である市町村の相談支援体制の充実を図ります。

また、様々な相談機関において専門性のある相談支援を提供するとともに、各種相談窓口の県民への周知を図ります。

3 適切な安全確保・保護体制の整備

支援対象者の状況に対応できる適切な一時保護体制を確保し、心身の健康の回復に向けて安全・安心な生活環境を提供します。

また、子どもを同伴する方が安心して生活できるよう、母子双方へ配慮した適切な支援を提供します。

4 本人の意思を尊重した自立支援の推進

困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思を尊重され地域で安心して生活できるよう、福祉サービス等の利用支援、居住支援、就労支援等の自立支援を、関係機関との連携、協働により行います。また、女性と共に生活する子どもの心身に配慮した適切な支援を提供します。

5 支援者の育成と支援機関相互の連携・協働

一人ひとりの尊厳を重視し寄り添った支援が提供できるよう、必要な知識や 相談支援技術の習得等、支援従事者の資質向上を図ります。

また、多様なニーズを抱える支援対象者に適切な支援を提供するため、市町村、 警察、社会福祉施設、民間支援団体等との連携、協働を促進します。

2 計画の体系

基本目標 困難な問題を抱える女性が、その意思を尊重され、自立した生活を営むことができる社会の実現 個人の尊厳が尊重され、配偶者からの暴力を許さない社会の実現 施策の柱 基本施策 1 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり ① 男女平等や人権擁護に関する啓発の推進 ② DVや性被害等の防止に向けた教育・啓発の推進 2 包括的な相談支援体制の整備 ③ 愛知県女性相談センターの機能強化 ④ 市町村における相談支援体制の整備 ⑤ 多様な相談支援ニーズへの対応 ⑥ 適切な安全確保の実施 3 適切な安全確保・保護体制の整備 ⑦ 一時保護中の支援の充実 ⑧ 総合的な生活支援 4 本人の意思を尊重した自立支援の推進 ⑨ 心理的支援の充実 ⑩ 子どもへの支援 ① 支援者の育成に向けた研修の充実 5 支援者の育成と支援機関相互の連携・協働 ⑫ 支援機関相互の連携・協働の促進

3 現状と課題及び今後の取組

1 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり

基本施策① 男女平等や人権擁護に関する啓発の推進

【現状と課題】

- 女性支援法における「困難な問題を抱える女性」とは、性的被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により、日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性とされています。
- これは、そもそも女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的 搾取等の性的被害により遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の 女性特有の問題が存在すること、また、不安定な就労状況や経済的困窮など に陥るおそれがあることが前提となっています。
- こうした課題の背景には、女性の尊厳や人権を軽視する考え方や、固定的な性的役割分担意識等が依然として根強く残っていることも一因として考えられ、女性支援法においても、「人権の擁護」や「男女平等の実現」が基本理念として掲げられています。性別に関わらず互いに尊重し合い、全ての人が安心して暮らせる社会を目指して、意識の啓発を行うことが必要です。

【今後の取組】

(人権教育・啓発の推進)

○ 誰もが、性別や障害の有無、国籍、出自等を理由に、自立や社会参画への意 欲が妨げられることがないよう、一人ひとりが人権尊重の意識を身に付け、 人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権教育・啓発を積極的に推 進していきます。

(教育関係者等に対する人権教育の実施)

○ 差別意識の解消、学びを活かした人権課題の解決を図るため、指導的役割を 担う教育関係者等に対し研修を行います。

(男女共同参画の推進)

○ 男女共同参画に関する正しい理解を促進するための各種啓発資料を作成するとともに、市町村、関係団体、関係機関と連携し、インターネットや広報誌など多様なメディア等を活用して、広く県民に情報提供を行っていきます。

○ あらゆる世代が生涯を通じて、男女共同参画の視点をもち、社会参画していくために必要な能力を高めていくことができるよう、男女共同参画に関する 学習の機会を提供していきます。

基本施策② DVや性被害等の防止に向けた教育・啓発の推進

【現状と課題】

- 様々な困難の中でもDVは、その多くが家庭内において発生することなど から、被害の潜在化が懸念されています。また、本県が実施した世論調査に よると、DVには「身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力も含まれ る」ことを知らない人が、約3割に上っています。
- 被害者自身が、自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるとの認識がない場合や、孤立して支援等に関する情報の入手機会を制限されている場合もあり、相談に至らないことも少なくありません。また、被害者だけでなく、その家庭の子どもが暴力を見せられることにより、発育や愛着形成に影響が生じることも指摘されており、こうした事実を広く周知する必要があります。
- 加えて、近年、SNSの普及等を背景に、子どもや若者等を取り巻く環境は 急速に変化しており、保護者や周囲の大人が気づかないうちに性犯罪・性暴 力被害等の危険に巻き込まれ、大きなトラブルへと発展することも少なくな いことから、社会全体で子どもや若者を守っていくことが重要です。
- また、性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されるものではなく、「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、取組を強化していく必要があります。
- さらに、教育・啓発の推進にあたっては、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利※)」の視点に配慮し、男女が生涯を通じて、自らの健康を守り、また互いの健康をいたわりあうことができるよう、取組を進めていくことが重要です。

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

性と生殖に関する健康と権利のこと。妊娠、出産の機能や過程において、身体的・精神的に良好な状態にあること及び良好な状態にある権利のことを言います。具体的内容として、いつ何人子どもを産むか産まないか選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれた概念です。

【今後の取組】

(DV被害や性被害防止等に向けた啓発)

○ 啓発カードの配布やウェブページの活用などにより、広く県民にDVや性 被害が理解されるよう、様々な機会をとらえて啓発活動を進めます。

- 子どものいる家庭におけるDVは、児童虐待(面前DV)となる場合もある ことから、DV防止と児童虐待防止双方の相談窓口を掲載したパンフレット 等による啓発を行っていきます。
- 学校や市町村、団体等で行われる研修会等に講師を派遣し、DVの防止に向けた啓発活動を行います。とりわけ、学生等の若年層に対しては、デートDVの問題も含めた啓発活動を進めていきます。
- 大学生等を対象に、性暴力被害の実態や被害者に対する支援、被害防止のためにできることについて学ぶ「性暴力被害防止セミナー」を開催します。
- インターネットを介した犯罪やトラブルから青少年を守るため、インターネットの危険性やフィルタリングの必要性を周知するとともに、家庭でのルールづくりを支援する講座を開催するなど、啓発活動を実施します。
- 女性が被害に遭いやすい犯罪の対策や発生状況等について、広報紙、ホームページ、SNS、防犯教室、キャンペーン等により、啓発活動を推進します。
- SNS上の子どもの性被害につながる不適切な書き込みに対する注意喚起・警告活動、学校等と連携した性被害防止教室等を実施します。
- 女性(児童を含む。)が性犯罪等の被害者とならないよう、安全対策を推進 するとともに、性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の行為者を 特定し検挙・指導・警告を行うなど、性犯罪等の未然防止に努めます。

(思春期の健康に関する教育)

○ 各地域において、教育、保健、医療の関係者が連携し、性や妊娠に関する正 しい知識の普及を図り健康管理を促す健康教育を実施します。

(学校関係者、医療関係者等への周知)

- 子どもと日常的に接している教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者や保育士等に対して、DVや性犯罪・性暴力の特性、各種支援制度の趣旨や内容についての周知徹底を図っていきます。
- 医師会等の協力のもとに、「医療機関向けDV対応マニュアル」等を活用し、 DV被害者を発見した際の通報先や支援等、適切な対応がなされるよう周知 を図っていきます。
- 民生委員・児童委員や介護支援専門員(ケアマネージャー)等、家庭内の状況を把握しやすい立場にある関係者に対し、DV被害者を発見した際の通報 先や相談窓口、支援策等の周知を図っていきます。

2 包括的な相談支援体制の整備

基本施策③ 愛知県女性相談センターの機能強化

【現状と課題】

- 愛知県女性相談センターは、日常生活を営む上で悩みや不安を抱える女性に対し、電話や面接による相談等を実施しています。また、配偶者暴力相談支援センターの機能も有しており、DV被害者支援の中核的な役割を果たしています。
- 愛知県女性相談センターに寄せられる相談内容は、DVの他、人間関係、生活困窮、心身の健康、住まいの問題など多様化・複雑化しており、相談支援にあたっては、幅広い分野の知識や相談支援技術が求められています。
- 離婚や親権の問題など、法律的に専門的助言が必要となる相談に対応する ため、弁護士による専門相談を実施しています。また、本県は全国的にみても 外国人住民の多い地域であり、多国籍化も進んでいます。言葉の問題で支援ニ ーズや意思の把握に支障が生じないよう、多言語による相談対応を行ってい ます。
- 女性支援法の制定により、市町村に女性相談支援員の設置が努力義務化されるなど、支援体制の強化が求められています。愛知県女性相談センターは、市町村における支援体制の充実に向けて、専門的な支援を提供することが必要です。また、県内7か所にある愛知県女性相談センター駐在室(以下「駐在室」という。)は、管内の市町村が円滑に支援を実施できるよう、地域のネットワークの中心的役割を担うことが必要であり、こうした機能を十分に果たすため、職員のさらなる資質向上が重要です。
- 市町村や警察を始め、女性の悩みに対応する様々な相談体制が充実する中、近年、愛知県女性相談センターにおける相談件数は減少傾向にあります。本県が2023年度に実施した県政世論調査によると、愛知県女性相談センターやその駐在室で、女性の抱える悩みごとや心配ごとを相談できることを知っている人の割合は約10%となっており、認知度の向上に向けて、より一層の周知が必要です。

【今後の取組】

(女性相談支援員の配置と資質向上)

- 愛知県女性相談センターに、困難な問題を抱える女性の立場に立って電話 や面接による相談に応じる女性相談支援員を配置します。
- 女性相談支援員には、女性支援に関する幅広い知識と援助技術が必要となることから、実務経験に応じた専門的な研修の充実を図り、資質向上に努めます。

(弁護士による法的支援)

- 法的な知識や助言が必要となる相談にも対応できるよう、弁護士による法 律相談やDV専門電話相談を実施します。
- また、職員に対する法律的な助言を行う嘱託弁護士を愛知県女性相談センターに配置します。

(通訳の確保)

○ 日本語でのコミュニケーションが難しい、外国にルーツのある方に適切に 対応するため、複数言語の通訳者を確保し随時対応するほか、必要に応じて 対象言語の拡大を図ります。また、通訳者に対しても、女性支援への理解の 促進を図ります。

(保護命令の申立に関する支援)

○ 愛知県女性相談センターにおいて、支援対象者や関係機関に対し保護命令の申立等の法的支援について情報提供、助言を行うとともに、対象者の意思や状況に応じて、弁護士や精神科医師等とも連携しながら、申立手続きを支援します。

(市町村への支援)

○ 市町村における支援体制の強化を図るため、愛知県女性相談センターにおいて、必要な情報の提供や他の支援機関との調整、困難事例への技術的支援等、専門的支援を提供します。また、駐在室においても、管内市町村からの相談に対する助言や支援のつなぎ、児童相談センターや社会福祉施設、警察を始めとした地域の関係機関のネットワークづくりを行います。

(支援策の周知)

○ ウェブページや啓発カードなどを活用し、広く県民に対し、愛知県女性相談 センターが実施する様々な支援策を周知します。

基本施策④ 市町村における相談支援体制の整備

【現状と課題】

- 市町村は、地域住民にとって最も身近な相談窓口であり、各種福祉サービス を提供する等、重要な役割を担っています。女性支援法においても、支援施 策の実施に関する基本計画の策定や女性相談支援員の配置、女性支援に関す る協議等を行う支援調整会議の設置が努力義務となっています。
- また、DV防止法においても、基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの機能を有することが努力義務となっています。県内市町村において、DV防止法に基づく基本計画を策定している市町村は、2023年9月時点で49市町村、配偶者暴力相談支援センターを整備している市町村は1市となっています。
- 現在、県内の多くの市町村では、女性支援やDVに関する相談窓口を設置するなど、支援体制の充実を図っているところですが、自治体によって取組状況に差が見られます。また、女性支援を所管する部局も自治体によって様々であり、自治体内で福祉や教育等の関係部局が連携して支援を行うことが求められます。
- 身近な市町村で適切な相談支援が提供されるよう、県では市町村における 支援体制の整備を働きかけるとともに、支援に従事する人材の育成を始めと する専門的な支援を提供することが必要です。

【今後の取組】

(市町村相談窓口の明確化・広報への支援)

- 市町村における女性支援やDV被害に関する相談窓口を明確化するととも に、実情に応じた支援体制が整備されるよう働きかけていきます。
- 市町村の相談窓口等を県のホームページにおいて一元的に広報し、県民への周知を図ります。

(女性相談支援員の設置促進)

○ 身近な女性支援の相談窓口としての機能が十分発揮できるよう、ケースワークや自立支援に係る研修を実施し、市町村における女性相談支援員の配置や育成等を支援します。

(配偶者暴力相談支援センターの設置促進)

○ 市町村が配偶者暴力相談支援センターの機能を有することができるよう働きかけを行うとともに、個別に、また会議や研修の場を通じて、設置運営に必要な助言や情報提供等を行います。

(市町村基本計画の策定支援)

○ 県内の全ての市町村において、女性支援法及びDV防止法に基づく基本計画が策定されるよう働きかけを行うとともに、個別に、また会議や研修の場を通じて、策定に必要な助言や情報提供等を行います。

(支援調整会議等の設置促進)

○ 県内の全ての市町村において、自治体内の関係部局の連携・強化や女性支援 法に基づく支援調整会議の設置について働きかけを行うとともに、個別に、 また会議や研修の場を通じて、支援調整会議の設置運営に必要な助言や情報 提供等を行います。

(愛知県女性相談センターによる専門的支援)

○ 市町村における支援体制の強化を図るため、愛知県女性相談センターにおいて、必要な情報の提供や他の支援機関との調整、困難事例への技術的支援等、専門的支援を提供します。また、駐在室においても、管内市町村からの相談に対する助言や支援のつなぎ、児童相談センターや社会福祉施設、警察を始めとした地域の関係機関のネットワークづくりを行います。【再掲】

基本施策⑤ 多様な相談支援ニーズへの対応

【現状と課題】

- 女性が抱える困難な問題は、DV被害、性的な被害、予期せぬ妊娠、心身の不調、不安定な就労、生活困窮、住まいの問題等、多岐に渡っています。また、国籍や出自、疾病や障害の有無、性自認など、一人ひとりの背景も様々です。
- 県では、多様な問題や悩みに対応するため各種相談窓口を設置しており、それぞれの機関が専門性を活かした相談支援を実施しています。
- 支援対象者によっては、複数の困難を同時に抱えていることも少なくありません。複合化・複雑化した課題やニーズに対応するため、身近な市町村において、世代や支援ニーズの内容に関わらず、一元的に相談を受け止め包括的に支援する体制の整備が求められています。
- 本県が2023年度に実施した県政世論調査によると、DVや性犯罪・性暴力被害等に関する相談窓口の認知度は十分ではなく、市区町村役場や福祉事務所、警察などにDVについて相談できる窓口があることを知っている人の割合は約3割にとどまっています。
- また、性犯罪・性暴力の被害者は、その多くが被害を警察に相談することが できないため、医療やカウンセリングなどの適切な支援に結びついていない 状況があります。
- DVや性犯罪・性暴力被害に関わらず、困難に直面した場合には、相談し、 支援を受けることができるということを知っておくことも大切であり、女性 が生涯を過ごす中で、遭遇しうる様々な困難について、相談できる窓口や活 用できる支援があることを、積極的に周知する必要があります。

【今後の取組】

(DV被害者等への相談支援)

- 愛知県女性相談センターをはじめとした県の相談窓口や市町村、警察、民間 支援団体等において、包括的な相談支援や問題解決に向けた助言を行います。
- 男性からのDV被害相談に対応するため、県の配偶者暴力相談支援センターとして、専門的知識を持った相談員による男性向けDV電話相談を実施し

ます。

○ DV被害者等のこころの悩み相談に対応するため、警察において、専門的知識を持った職員による電話相談を実施します。

(性犯罪・性暴力被害者に対する相談支援)

- 性犯罪・性暴力の被害者に対し、早期から適切な支援を行い、心身の回復を 図ることができるよう、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいて、被害直後から被害者への総合的な支援を行います。
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである、「性暴力 救援センター日赤なごやなごみ」の運営を支援します。
- (公社)被害者サポートセンターあいちを中心に、県内各地の救命救急センター等と性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携協力体制を構築します。
- 警察において、「性犯罪被害 110 番」により、性犯罪等に関する相談に対応 します。

(予期せぬ妊娠に関する相談支援)

○ 予期せぬ妊娠や性の悩みに関する相談に対応するため、電話やSNSを活用した相談支援を実施します。

(ひとり親家庭への相談支援)

- ひとり親家庭等に対する総合的な相談に対応するため、必要な情報提供や 支援を行う母子・父子自立支援員を福祉事務所等に配置します。
- 養育費に関する相談に対応するため、相談業務の経験があり専門的な研修 を受けた養育費専門相談員を配置するとともに、弁護士等による養育費の取 り決めや確保策、面会交流等に関する相談を実施します。

(生活困窮者への相談支援)

○ 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業により、複合的な課題を 抱える生活困窮者に対し、社会福祉協議会等とも連携しながら、生活再建や 就労自立に向けた包括的な相談支援を実施します。

(心の悩みに関する相談支援)

○ 心の健康に関する相談に対応するため、「あいちこころほっとライン 365」 による電話相談を実施するとともに、精神保健福祉センターや保健所におい ても、電話や面接等による相談支援を行います。

○ 若者を中心に幅広く活用されているSNSを活用し、「あいちこころのサポート相談」を実施します。

(外国にルーツのある人への相談支援)

- 日本語でのコミュニケーションが難しい、外国にルーツのある支援対象者 のため、愛知県女性相談センターに複数言語の通訳者を確保し、必要な際に 随時対応します。
- 多文化ソーシャルワーカーを配置し、専門機関と連携しながら、多言語での相談・情報提供や弁護士による相談、在留相談、複雑な問題への継続的な支援を実施します。

(人権に関する相談)

○ あいち人権センターに設置されている人権に関する相談窓口において、電話や面接等による相談や人権に関する情報提供等を行います。また、必要に応じて、弁護士による法律相談を案内します。

(包括的相談支援体制整備への支援)

○ 複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制が構築されるよう、 人材育成や必要な助言、情報提供等を行うなど、市町村における重層的支援 体制の整備を支援します。

(困難を抱える子ども・若者への支援)

○ 困難を抱える子ども・若者やその家族が、より身近な地域で必要な相談や 支援が受けられるよう、市町村における「子ども・若者支援地域協議会」の設 置を促進するため、市町村向けの研修会やアドバイザーの派遣等を行います。

(相談窓口の周知)

- 多様な相談窓口やその支援策等に関する情報について、様々な媒体を活用 して県民への情報提供を行います。
- 啓発カードの配布等により、愛知県女性相談センターを始めとした相談窓口の周知を図ります。
- 性犯罪・性暴力被害者支援相談窓口について、県ホームページで周知すると ともに、県内全ての高校生に相談窓口を記載した啓発カードを配付します。ま た、若年層向けに相談窓口(#8891(全国共通短縮ダイヤル))の効果的な広

報を行います。

3 適切な安全確保・保護体制の整備

基本施策⑥ 適切な安全確保の実施

【現状と課題】

- DV・ストーカー被害や性犯罪・性暴力被害、家庭内の暴力、帰住先がない等の理由により、支援対象者を保護することが必要と判断される場合には、迅速に安全を確保し、安心して支援を受けることや生活再建について考えることができる環境を提供することが必要です。
- 本県では、女性相談支援センターの一時保護所のほか、社会福祉施設や民間 シェルターに委託して一時保護を実施しています。一時保護の件数は減少傾 向にあるものの、配偶者や交際相手、家族等からの暴力を原因とする一時保 護が約8割を占めており、依然として深刻な状況にあります。
- 一時保護を必要とするケースについては、市町村や警察等を始めとした関係機関と連携しながら対応しています。また、支援対象者の中には、福祉的配慮が必要な人や日本語での対応が困難な外国籍の方も少なくないため、一人ひとりの状況に対応できる一時保護体制の確保が求められています。
- 安全性、秘匿性確保等の観点から、外出や携帯電話等に関してルールを定め 運用していますが、そのルールが支援対象者に支援を受けることを躊躇させ る側面もあることが指摘されています。避難場所等の厳重な秘匿を要する場 合とそうでない場合があり、支援ニーズも大きく異なることから、支援対象 者の状態に応じた運用のあり方を検討する必要があります。
- こうした課題を解決しながら、愛知県女性相談センターを中心に、迅速かつ 適切な安全確保を実施していく必要があります。
- 裁判所の保護命令や住民基本台帳の閲覧制限など、DV被害者等の安全確保を目的とした様々な支援措置があります。また、令和6年4月に施行される改正DV防止法においては、身体的な暴力だけでなく、重篤な精神的被害を受けた場合にも保護命令の対象が拡大されます。こうした対策が適切に活用されるよう、市町村等の関係機関や支援対象者に対し周知を図る必要があります。

【今後の取組】

(個々の状況に応じた一時保護の実施)

- 市町村や警察等からの依頼により、愛知県女性相談センターにおいて支援 対象者それぞれの状況やニーズを適切に踏まえ、迅速な一時保護を行います。
- 支援対象者の状況やニーズを踏まえ、一時保護委託施設と積極的に連携し、 きめ細かい支援を提供します。
- 心身の状況や緊急度等に応じた適切な支援が提供できるよう、適切な一時 保護委託施設の確保を図ります。

(一時保護の運用の継続的検証)

○ 支援対象者に支援を受けることを躊躇させることのないよう、一時保護中の外出や携帯電話の使用等を始めとした生活ルールの運用のあり方等について、支援対象者のニーズを踏まえ継続的に検証し、必要な人に確実に支援が届く体制をつくります。

(警察による支援)

- DV・ストーカー等の被害者の安全確保が必要な場合は、警察においても避難措置、保護対策を実施します。
- 関係法令の適用による行為者の検挙や警告等を実施し、被害の未然・拡大防止を推進します。

(支援措置に関する支援)

- 愛知県女性相談センターにおいて、支援対象者や関係機関に対し保護命令の申立等の法的支援について情報提供、助言を行うとともに、対象者の意思や状況に応じて、弁護士や精神科医師等とも連携しながら、申立手続きを支援します。【再掲】
- DV被害者等を保護する観点から、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申 出や住民票の写し等の交付の請求に対する拒否等の措置、医療保険の適切な 取扱い等、市町村等の関係機関にDV被害者等の安全確保に係る措置につい て周知を徹底していきます。

基本施策⑦ 一時保護中の支援の充実

【現状と課題】

- 一時保護中は、支援対象者の心身の安定に配慮しながら緊張と不安を緩和 し、安心した生活を送ることができる環境を提供することが重要です。その 上で、支援対象者が置かれている状況の整理や今後の生活への意向確認等を 行い、本人の希望と意思を最大限に尊重して、支援方針を決定することが必 要です。
- 一時保護を必要とする人の中には、配偶者や親族等からの身体的、心理的、 性的暴力の被害を受け、心的外傷を抱えている人も少なくありません。この ため、心身の健康の回復に向けて、医学的・心理的な見地から、専門的な支援 を行うことが必要です。
- 一時保護後は、社会福祉施設等への入所のほか、必要に応じて福祉サービス を活用しながら、地域で生活していくことになります。支援対象者が安定し た状態で一時保護後の生活の場に移行し、定着することができるよう支援す ることが必要です。
- 一時保護にあたって子どもを同伴する人も多いことから、一時保護中における子どもの生活状況へ十分配慮するとともに、子育てに不安感や負担感を抱える保護者が安心して心身を休めることができるよう、支援することが必要です。
- 就学児童については、安全確保の観点から、学校に通学させることが困難であるため、教育委員会や学校等と連携しながら、一時保護中の学習機会の提供等、児童や保護者に対して支援する必要があります。

【今後の取組】

(安全、安心な生活環境の提供)

○ 一時保護所において、衣食を提供しながら、本人の意思を尊重した支援方針 に基づき、生活支援を行います。また、保健師による健康相談や保健指導を 実施します。

(同行支援の実施)

○ 一時保護中のDV被害者が保護命令の申立てを行う時や医療機関を受診する時等、必要な外出をする場合には、安全確保や被害者の負担軽減、手続の

円滑化のため、市町村や県福祉相談センター等と連携し、同行支援を実施します。

(心理的ケアの実施)

- 一時保護所に精神科の嘱託医師や保健師、心理の専門職員を配置し、専門的 見地から、本人や支援従事者に必要な助言等を行います。
- 心的外傷を抱える方が、一時保護中や退所後の生活において心身の安定が 図られるよう、心理的ケアの充実に向けた検討を行います。

(同伴児童等への支援)

- 一時保護にあたって児童を同伴する場合は、母子の身体的・心理的安全性を 確保する観点から、児童相談所と連携し、母子分離を伴わない一時保護も含 め、適切な支援を行います。
- 一時保護所において、児童の心身の成長に配慮した保育を提供します。また、 養育上の不安や悩みを抱える保護者に対して、保育士や保健師が助言を行い ます。
- 同伴児童が適切に教育を受けることができるよう、一時保護所や一時保護 委託先へ学習支援員を派遣し、一人ひとりの状況に配慮した学習指導を行い ます。

(関係機関と連携した一時保護後の支援)

○ 愛知県女性相談センター、市町村、県福祉相談センター、社会福祉施設等関係機関による連携のもと、支援対象者の意思を十分尊重しながら、一時保護後を見据えた支援方針を決定します。

4 本人の意思を尊重した自立支援の推進

基本施策⑧ 総合的な生活支援

【現状と課題】

- 困難な問題を抱える女性への支援において、自立とは、経済的な自立のみを 指すものではなく、一人ひとりの状況や希望、選択に応じて、必要な福祉サ ービス等を活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らし い生活を実現することを言います。
- 自立に向けた支援は、生活全般にわたっており、女性支援法において女性相談支援センターは、支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、市町村、県福祉相談センター、社会福祉施設等様々な関係機関との連絡調整を行うなど、重要な役割を果たすこととされています。
- 支援対象者の多くが経済的に困難を抱えているほか、ひとり親、障害のある人など、様々な福祉的支援を必要とする方が少なくありません。愛知県女性相談センターや市町村、県福祉相談センターなど関係機関が密接に連携し、各種福祉サービスを適切に提供することが必要です。また同時に、多様な課題を抱える女性が、地域の中で孤立することなく、社会とのつながりを維持・回復できるような包括的な支援体制の構築が求められています。
- 自立した生活を送るためには、安全に生活できる場の確保が不可欠です。支援対象者の中には、もともと住まいがない方や、一時保護後に新たな住まいを確保する必要のある方が少なくありません。とりわけ、DV被害者については、暴力から逃れて安全に生活できる環境を整えることが必要であり、経済的事情等により、やむなく加害者のもとに留まるといったことのないよう、住まいの確保に向けた適切な支援が重要です。
- 一時保護後の生活の場は様々ですが、2022 年度に本県の一時保護所(委託 先を含む。)を退所した女性の約4割が社会福祉施設等へ入所しており、自立 にあたって、こうした施設が大きな役割を果たしています。
- これらの施設は、安心できる生活の場を提供するだけでなく、支援対象者及 び同伴児童の心身の健康回復や退所後を見据えた生活の再建に向けて、適切 な援助や助言を行うなど、総合的な支援を提供しています。
- 中でも、女性自立支援施設は、女性支援の中心的役割を担う社会資源の一つであり、女性支援法において、女性の保護、心身の健康の回復、自立促進のた

めの生活支援、退所者についての相談援助を行うものとされています。

- 近年、入所者数は減少傾向にあり、40歳代以上が約7割と中高年齢層が多くなっています。また、入所理由の半数以上をDVが占めています。幅広い年代の多様な困難を抱える女性のニーズを的確にとらえ、支援を必要とする人に適切な支援が提供できるよう、対応していく必要があります。
- また、女性自身が自立に向けて、経済的基盤を確保できるよう支援することも必要です。しかしながら、雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合を見ると、男性が2割程度である一方で、女性は5割を超えています。男女を問わず、考え方や状況により希望して非正規雇用を選択する場合もありますが、女性の多くが不安定な就労状況にあることが分かります。多様な生き方や働き方があることを前提に、本人の意思を踏まえ、希望する働き方が可能となるよう、女性の就労機会の拡大を図ることが求められます。
- また、支援対象者の中には、就労経験の乏しい方や心身の障害により一般的な就労が困難である方など、様々な支援ニーズを有することが想定されます。 一人ひとりの意向を丁寧に汲み取りつつ、状況に応じた、きめ細やかな支援に努めることが必要です。
- とりわけ、母子家庭の母については、厚生労働省が 2021 年に行った調査によると、就業者の約4割が非正規雇用であり、年収が 200 万未満の方も半数近くにのぼっています。子育てと生計維持者という二つの役割を一人で担いながら、経済面や生活面で様々な困難を抱えており、就労支援を始め生活全般にわたる総合的な支援が必要です。

【今後の取組】

(関係機関の連携強化)

○ 愛知県女性相談センター、市町村、県福祉相談センター、児童相談所、社会 福祉施設、社会福祉協議会等、関係機関が連携し、支援対象者の意思を尊重 しながら、自立に向けた総合的な支援を行います。また、こうした機関の連 携強化に向けて、県及び市町村の設置する支援調整会議の場を活用します。

(各種福祉サービス等の活用)

○ 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援機関において個々の状況に応じた支援計画を策定するなど、自立に向けた包括的な支援を実施します。また、各種福祉サービスが適切に活用されるよう、市町村や社会福祉施設、社会福祉協議会等と連携を図ります。

○ 性暴力被害者の経済的負担の軽減及び被害からの早期回復を図るため、性 犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等と連携し、被害者が 医療機関における治療等を受けた際の医療費等や、弁護士による法律相談を 受けた際の法律相談費用について、他の金銭給付や支援制度が受けられない 場合に公費で負担します。

(重層的支援体制の整備)

○ 多様な相談を受け止め、社会とのつながりの回復支援や地域社会からの孤立防止、居場所づくり等を行う包括的な支援体制が構築されるよう、市町村における重層的支援体制の整備を支援します。

(住まいの確保)

- 県営住宅において、DV被害者や母子・父子家庭の優先入居制度を実施する とともに、制度の周知に努めます。
- 市町村に対して、所管する公営住宅へのDV被害者の優先入居等の実施について働きかけを行います。
- 賃貸住宅入居や就職等にあたって、女性自立支援施設等の退所者が円滑に 身元保証人を確保できるよう支援します。
- DV被害者や犯罪被害者、生活困窮者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録や賃貸住宅への入居支援等を実施する居住支援法人の指定の促進を図ることにより、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を支援します。

(女性自立支援施設等との連携等)

- 幅広い年齢層の女性の多様な支援ニーズに応えるため、一時保護を経ない 入所などを含め、女性自立支援施設への入所措置のあり方について、女性自 立支援施設を始めとする関係機関とともに検討を進めます。
- 女性自立支援施設等が、女性の保護、心身の健康を回復するための医学的又は心理学的な援助、生活支援、退所者についての相談援助といった自立支援機能を発揮できるよう、必要な支援を行います。

(就労に向けた支援)

○ 支援対象者の状況に応じて、公共職業安定所における職業紹介、職業訓練等 の就業支援等に関する情報提供や助言を行います。

- 非正規雇用者の雇用安定につながる処遇改善や労働条件の整備を促進する ため、企業の取組が推進されるよう関係法令等の周知啓発を図ります。
- 「ヤング・ジョブ・あいち」において、愛知労働局と連携し、職業適性診断、 職業相談、職業紹介、就職支援セミナー、キャリアコンサルティング等の就 業関連サービスをワンストップで提供します。
- 「あいち子育て女性再就職サポートセンター」において、専門職員による相談・カウンセリングを実施するとともに、離職ブランクによる再就職への不安を解消するためのセミナー、職場実習などを実施し、職業紹介機関等と連携しながら女性の再就職を支援します。
- 生活困窮者や生活保護受給者の状況に応じ、福祉事務所の相談支援員等による支援やハローワークと一体となったチーム支援により、就労の準備段階にある方へのきめ細かい就労支援を実施します。
- 障害等により一般就労が困難な場合は、障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律に規定する就労継続支援等の利用等を検討して いきます。

(ひとり親家庭への総合的支援)

- ひとり親家庭の親の就業を支援するため、母子家庭等就業支援センターを 設置し、子育てしながら働く人の就労に理解を示す企業を開拓するとともに、 ひとり親家庭の親に対して、企業の紹介や、就業支援講習会の実施等、総合 的な就業支援サービスを提供します。
- 一定要件を満たすひとり親家庭等に対して、ひとり親家庭を経済的に支援するために、遺児手当を支給します。また、必要な医療を安心して受けることができるよう、医療保険における自己負担分の費用を助成します。

基本施策③ 心理的支援の充実

【現状と課題】

- DVや性犯罪・性暴力等の被害者は、PTSD(心的外傷後ストレス障害) 等を抱えることもあり、経済的な問題や将来への不安等も相まって、精神的 に不安定な状態にある場合が少なくありません。
- 一時保護中は、必要に応じて心理の専門職員や保健師等が対応していますが、性被害によりもたらされたトラウマや、精神疾患を抱えた状態で地域での生活に移ると、生活の質の低下や就労の不安定化などの影響が生じる可能性があります。また、子どもと生活している場合は、子育てに影響が生じる可能性もあります。
- 被害者がそれぞれの現実的な問題を解決しながら、地域で自立した生活を 送ることができるよう、支援対象者に対し心理的支援を行う必要があります。

【今後の取組】

(専門性を活かした心理的支援の実施)

- 男性からのDV被害相談に対応するため、県の配偶者暴力相談支援センターとして、専門的知識を持った相談員による男性向けDV電話相談を実施します。【再掲】
- 性犯罪・性暴力の被害者に対し、早期から適切な支援を行い、心身の回復を 図ることができるよう、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援セ ンターにおいて、被害直後から被害者への総合的な支援を行います。【再掲】
- 性暴力被害者の経済的負担の軽減及び被害からの早期回復を図るため、性 犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等と連携し、被害者 が医療機関における精神的被害に係る治療を受けた際の医療費等について、 他の金銭給付が受けられない場合に公費で負担します。
- 心の健康に関する相談に対応するため、「あいちこころほっとライン 365」 による電話相談を実施するとともに、精神保健福祉センターや保健所におい ても電話や面接等による相談支援を行います。【再掲】
- 若者を中心に幅広く活用されているSNSを活用し、「あいちこころのサポート相談」を実施します。【再掲】

- 女性自立支援施設における心理的なケアにおいて特に配慮を必要とする入 所者への心理的支援を充実させるための体制づくりを支援します。
- 心的外傷を抱える方が、一時保護中や一時保護後の生活において心身の安 定が図られるよう、心理的ケアの充実について検討していきます。【再掲】

【現状と課題】

- DVと子どもに対する暴力である児童虐待は密接に絡んでいます。家庭内で児童が配偶者からの暴力を目撃したことにより、著しい心理的外傷を受ける「面前DV」は心理的虐待に当たり、本県においても虐待相談対応件数のうち約6割が面前DVを含む心理的虐待となっています。
- 本県が 2022 年度に一時保護した女性のうち、約7割がDV被害者であり、 その半数以上が子どもを同伴して避難しています。DVは、子どもの成長に とって大切な安全・安心を根底から壊すものであり、DVを目撃することで、 子どもが過度の不安や緊張を強いられたり、自己肯定感の低下や愛着障害を 招いたりすることなどが指摘されています。子どもへの心理的ケアの充実を 図ることが重要です。
- 一時保護に際してDV被害者が同伴した子どもは、加害者の追跡から安全 を確保するため、通学が困難となり、結果として学習の機会等を奪われるこ とがあります。一時保護所を退所後に、地域において円滑に生活できるよう、 基本的な学習習慣や学力等の維持に向けて、支援を行うことが必要です。
- 児童相談所や医療機関、市町村の児童福祉主管課、教育機関等とも連携しながら、相談支援や心的外傷へのケアを実施し、一人の児童としてその尊厳を尊重することが求められています。特に、保護者である女性の心身のダメージが強く養育が十分に行えない場合は、児童相談所や福祉事務所と連携し、社会的養育等も視野に入れ、母子にとって最も適切な支援につなげていく必要があります。
- また、弱い立場に置かれた子どもが性犯罪・性暴力の被害に遭う事案が後を 絶たず、被害に遭っても、それを性被害であると認識できないことや、声を あげにくく適切な支援を受けることが難しいことなどの課題も指摘されてい ることから、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや児 童相談センター等の関係機関が連携しながら支援する必要があります。
- 本県が2016年に行った調査によると、保護者の所得が低い家庭ほど、子どもの学習習熟度や進学意欲が低いことが分かっています。経済的な困難を抱える家庭など生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもが夢や希望を持てるよう、学習面や孤立防止など子どもへの支援が必要です。

【今後の取組】

(一時保護中の支援)

- 一時保護にあたって児童を同伴する場合は、母子の身体的・心理的安全性を 確保する観点から、児童相談所と連携し、母子分離を伴わない一時保護も含 め適切な支援を行います。【再掲】
- 愛知県女性相談センターに支援対象者の同伴児童の対応を行う保育士や心理職員、支援員等を配置し、児童相談所と連携を図りながら、親子の支援を行います。

(同伴児童への学習支援)

○ 同伴児童が適切に教育を受けられるよう、一時保護所又は一時保護委託先 へ学習支援員を派遣し、個々の学力に応じた学習指導を行います。【再掲】

(児童相談センターにおける支援)

- 面前DVを受け心理的ケアを必要としている子どもに対応するため、児童 相談センターにおいて、保護者への助言に合わせて、児童心理司による心の ケアを行います。
- 子どもの養育に不安を抱える家庭に対し相談支援を行うとともに、家庭での養育が困難な場合には、子どもや保護者の意向を十分に踏まえながら、里親への委託や施設への入所等により、子どもを養育します。

(福祉事務所と連携した支援)

○ 福祉事務所と連携し、母子生活支援施設において、母子の心身の健康の回復 や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後においても 相談その他の援助を行います。

(学校関係者との連携)

○ 地域において母子が安心して生活できるよう、市町村の福祉部門と子ども と日常的に接する学校関係者との連携強化に向けて、研修の機会等を通じて 市町村に働きかけていきます。

(学習支援等の実施)

○ 子どもが家庭の経済事情等に左右されることなく学ぶことができるよう、 市町村等と連携し、生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもの学習機会や居場 所の提供を行います。

(性犯罪・性暴力被害者に対する相談支援)

- 性犯罪・性暴力の被害者に対し、早期から適切な支援を行い、心身の回復を 図ることができるよう、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援セ ンターにおいて、被害直後から被害者への総合的な支援を行います。【再掲】
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである、「性暴力 救援センター日赤なごやなごみ」の運営を支援します。【再掲】
- (公社)被害者サポートセンターあいちを中心に、県内各地の救命救急センター等と性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携協力体制を構築します。【再掲】
- 警察において、「性犯罪被害 110 番」により、性犯罪等に関する相談に対応 します。【再掲】

5 支援者の育成と支援機関相互の連携・協働

基本施策⑪ 支援者の育成に向けた研修の充実

【現状と課題】

- 女性支援に携わる支援従事者は、支援対象者に寄り添いながら、本人が自らの意思や意見を表明し決定できるよう支援することが必要です。また、多様なニーズを的確に把握し、福祉制度のみならず、保健・医療、就労、犯罪被害者支援等各種施策の実施機関と連携し、適切な支援につなげる役割を有しています。このため、幅広い知識や相談支援技術が必要であり、研修等を通じて、継続的に資質の向上を図ることが重要です。
- また、支援対象者の中には、国籍や出自、疾病や障害、性暴力被害など過去の経験等に起因する差別や社会的排除に直面し、抱えている問題が複合化・複雑化している場合や、心身に傷を負っていることも少なくありません。支援従事者は、こうしたことを踏まえ、一人ひとりの尊厳を重視し、寄り添った支援や対応ができるよう努める必要があります。
- DVや性犯罪・性暴力等の被害者については、被害者の心理や置かれている 状況等に対して支援従事者の理解が不十分である場合、必要な支援を受ける ことができないほか、二次的被害が生じるなどの恐れもあります。このため、 支援従事者が、被害者の人権や安全確保について日ごろから十分理解を深め、 適切な対応を行うことが重要です。
- 支援従事者は、支援の過程において、自らも同様の心理状態に陥ったり、納得のいく解決策を見いだせず無力感、虚無感を感じたりするなど、心理的に重い負担を負い、精神的に疲弊することがあります。こうした負担を軽減させるためにも、女性支援に関する技術的支援の機能を充実させるなど、支援従事者が安心して活動できる環境づくりが重要です。

【今後の取組】

(女性相談支援員等に対する専門的研修の実施)

- 女性相談支援員等の経験年数や職務に応じた研修を体系的・継続的に実施 し、幅広い専門知識や相談支援技術の向上を図ります。
- 最も身近な相談窓口である市町村の職員や女性自立支援施設を始めとする 民間の支援者等を対象とした研修を実施し、女性支援の基礎となる知識や支

援技術の向上を図ります。

(人権や被害者心理に対する理解促進)

- 支援従事者が人権を尊重した支援を行えるよう、研修等を通じて、国籍や出 自、疾病や障害、性暴力被害など過去の経験等に起因する差別や社会的排除、 性自認を理由とする困難な状況等について理解を深めていきます。
- DV被害者等に二次被害を与えることなく、適切な相談支援が行われるよう、女性相談支援員等の研修の充実を図ります。

(警察における研修、指導)

○ 警察において、DVやストーカーについて理解した適切な職務執行を行う ため、全職員を対象に意識の醸成と担当者への研修及び指導を実施します。

(専門職への研修の実施)

- 児童相談所職員や母子・父子自立支援員、生活困窮者自立支援事業従事者等、 女性支援に関係する様々な専門職に対し、女性支援やDV被害者支援に必要 な基礎知識に関する研修を実施し、資質向上を図ります。
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの取組を県内全域へと普及を図り、被害者がより身近に安心して相談することができる環境を整えていくため、県内各地の救命救急センター等への性暴力対応看護師 (SANE) の配置を促進します。

(支援従事者への支援)

- 支援従事者が安心して活動できるよう、愛知県女性相談センターや駐在室 において、必要な情報の提供や他の支援機関との調整、困難事例への技術的 支援等、専門的な支援を提供します。
- 支援従事者や相談支援機関の管理者等に対し、研修等において、支援従事者 特有の心理的負担に関する理解の促進を図ります。

基本施策② 支援機関相互の連携・協働の促進

【現状と課題】

- 困難な問題を抱える女性へ適切な支援を行うためには、愛知県女性相談センターや県福祉相談センター、児童相談所、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、市町村、警察等関係機関が共通認識を持ち、日々の相談や一時保護、自立支援等さまざまな段階で緊密に連携することが重要です。
- 本県では、2001 年度からDV問題について、行政機関や社会福祉施設、民間支援団体等関係機関の連携を図り、相談、一時保護、自立支援を円滑に推進するため、「愛知県DV被害者保護支援ネットワーク会議」を設置し、施策を推進してきました。また、駐在室においても、地域ごとに「DV被害者保護支援連絡会議」を開催し、所管地域内の関係行政機関の連携を促進してきました。
- 今後、本県の女性支援をより充実させるためには、DVのみならず、女性支援に関わる関係機関が相互に情報を共有し、それぞれの機関・団体の支援についての考え方や特徴について理解を深めていく必要があります。
- また、困難な問題を抱える女性に対しては、シェルターの運営等、独自の支援を実施している民間支援団体が存在しています。これらの団体の行政機関にはない柔軟な対応や活動の中で蓄積された知見等は、支援を進める上で重要であり、行政機関による幅広い分野の多様な支援施策と民間支援団体による柔軟できめ細やかな支援のそれぞれの強みを活かした相互連携が重要です。
- 本県ではこれまでも、DVに関する県民向け啓発講座の実施や、一時保護の 受け入れ等、民間支援団体の協力を得てきました。また、愛知県DV被害者 保護支援ネットワーク会議への参画等を通じて、民間支援団体と情報共有や 意見交換を行うなど、連携、協働を図ってきました。
- 女性支援法の制定により、幅広い年齢層の困難な問題を抱える女性が支援の対象とされる中、居場所の提供やアウトリーチ支援など、各団体の特色を活かし、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援を行っている民間支援団体と協働できる体制づくりが重要です。
- 民間支援団体がそのノウハウやネットワークを活かして行ってきたきめ細やかで持続的な支援活動を、地域の中でさらに充実していくことができるよう支援する必要があります。

【今後の取組】

(支援調整会議の設置)

- 困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、支援調整会 議を設置し、必要な情報共有や、支援内容に関する協議等を行います。
- 設置にあたっては、県全体の支援体制や施策全体の進捗管理及び評価、各地域における関係機関の連携促進、個別ケースの情報共有や支援方針の協議といった目的ごとに段階的に設置します。
- また、市町村において支援調整会議が設置されるよう働きかけるとともに、 設置に向けた情報提供や先進事例の共有等を行います。

(民間支援団体との連携・協働)

- 民間支援団体との意見交換会や事例検討を実施し、様々な支援の場で活動 する民間支援団体との連携を促進します。
- 居場所の提供やアウトリーチ支援等、公的支援の枠組みでは対応が難しい 取組を行う民間支援団体の活動を支援します。
- 民間支援団体の運営するシェルターと契約して一時保護委託を実施します。

第4章 計画の推進

1 推進体制

関係機関が相互に連携し、支援を推進できるよう、学識経験者、民間支援団体、社会福祉施設、行政機関等で構成する「愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止ネットワーク会議(仮称)」(以下「ネットワーク会議」という。)を設置し、計画の推進を図ります。

2 計画の進行管理

本計画に位置付けた施策の現状や課題等を明確にするため、数値目標を設定し、その進捗状況を把握します。

施策の実施状況や数値目標の進捗状況は、ネットワーク会議にて報告し、計画の適切な進行管理を行います。

3 数値目標

七十年	現状		
指標	年度	数值	目標
配偶者や交際相手など親密な関係の人 から受ける暴力をDVと呼ぶことを知 っている人の割合	2023	70.5%	100%
「DV理解の出前講座」派遣先団体数	2022	28 団体	毎年度 35 団体
女性支援法に基づく基本計画を策定し ている自治体数	2023	49 市町村 (※1)	全市町村
支援調整会議及び女性支援のための庁 内連携会議を設置している自治体数	2023	23 市町村 (※2)	全市町村
女性の悩みごとやDVに関する専門の 相談窓口を設置している自治体数 (※3)	2023	32 市	全市町村
生活困窮世帯・ひとり親家庭の子ども の学習支援事業の実施自治体数	2023	44 市町村	全市町村
県が実施する女性支援従事者を対象と した研修の参加者数(5年間の累計)	_	_	1, 500 人

^{※1} DV防止法に基づくDV基本計画策定市町村数

^{※2} 庁内DV連携会議設置市町村数

^{※3} 相談窓口があり、女性相談支援員等の専門の相談員が対応している市町村数

参考資料

用語説明 (五十音順)

用語	説明
あいち子育て女性再就 職サポートセンター(マ	出産・育児などで離職し、再び働きたいと考えている女性や、こ のまま働き続けられるかと不安を感じている女性に対し、キャリ
マ・ジョブ・あいち)	アカウンセラー等による相談・カウンセリングを実施する機関。
アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対して、行政 や支援機関などが積極的に働きかけ、情報や支援を届けるプロセ ス。
居住支援法人	住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者に対し家賃 債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、 見守りなどの生活支援等を実施する法人として、都道府県が指定 するもの。
子ども・若者支援地域協 議会	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する 支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関等により構成 される協議会。子ども・若者育成支援推進法では、地方公共団体 に対し、設置に努めることを求めている。
重層的支援体制	市町村において、相談支援や地域づくり、他機関協働等を一体的に実施する、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する 包括的な支援体制。
女性自立支援施設 (旧名:婦人保護施設)	困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あ わせて退所した女性についての相談等を行う施設。
女性相談支援員 (旧名:婦人相談員)	困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に 応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う者。
女性相談支援センター (旧名:婦人相談所)	女性支援法に基づき、①対象女性の立場に立った相談、②一時保護、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制度に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う機関。
スクールカウンセラー	心理についての専門性を持ち、学校において、児童生徒が抱える 様々な課題について解決のための助言や指導を行う専門職。
スクールソーシャルワーカー	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対 応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術により、児童生徒 の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う専門職。
性犯罪・性暴力被害者の ためのワンストップ支 援センター	性犯罪・性暴力被害者に対して、被害直後からの総合的な支援(医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、法的支援等)をワンストップで提供する機関。
セーフティネット住宅	住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒 まない賃貸住宅として、都道府県等に登録された住宅。
性暴力対応看護師 (SANE)	性暴力被害者の法医学検査に関する専門教育を受けた看護師。主に、緊急医療支援を行い、被害者の心と体の回復に向けて、寄り添いサポートを行う。SANE は、Sexual Assault Nurse Examiner の略。

相対的貧困率	本計画においては、一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額をいう。
多文化ソーシャルワーカー	外国人が自国の文化と異なる環境で生活することにより生じる心理的・社会的問題に対して、ソーシャルワークの専門性を生かし、 相談から解決まで継続して支援する人材。
DV	配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)の略。 配偶者(夫婦の一方(事実婚を含む。)のみでなく、離婚した元配 偶者や生活の本拠を共にする交際相手も含む。)からの身体に対す る暴力、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。
デートDV	恋人等親しい男女間の暴力。
二次被害	犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない 言動、誹謗中傷等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、 身体の不調等の被害。
配偶者暴力相談支援センター	DV防止法に基づき、配偶者による暴力の被害者を支援する中心 的な機関。愛知県の機関としては、2002年4月から愛知県女性相 談センターがその機能を果たしている。電話相談や面接相談、被 害者の一時保護等を実施し、DV被害者を支援している。
(公社)被害者サポート センターあいち	犯罪事件・事故にあった被害者やその家族への相談・支援を行っている公益社団法人。愛知県公安委員会から、「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けている。
保護命令	配偶者(事実婚・内縁関係を含む。)や生活の本拠を共にする交際相手から、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた場合、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に発する命令のこと。接近禁止命令、退去命令、電話等禁止命令がある。
母子家庭等就業支援センター	ひとり親家庭や寡婦の方の就業を促進するため、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを提供する機関。
母子生活支援施設	配偶者のない女性等及びその者の監護すべき児童を入所させて、 保護するとともに、自立の促進のために生活を支援し、退所した 人について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
母子・父子自立支援員	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び父子家庭 並びに寡婦に対し相談に応じ、その自立に必要な情報提供や助言、 支援を行う専門職。
面前DV	子どもが同居する家庭において、子どもの目の前で配偶者(事実婚、内縁関係を含む)に対し暴力を振るうこと。
ヤング・ジョブ・あいち	愛知県と愛知労働局が連携して運営する若者の就職総合支援施設。職業適性診断、職業相談、職業紹介、キャリアコンサルティング等の就業関連サービスをワンストップで提供する。
リプロダクティブ・ヘル ス/ライツ	性と生殖に関する健康と権利のこと。妊娠、出産の機能や過程において、身体的・精神的に良好な状態にあること及び良好な状態にある権利のことを言う。具体的内容として、いつ何人子どもを産むか産まないか選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれた概念。

愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画(仮称) 策定検討会議設置要領

(設置目的)

第1条 愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画(仮称)(以下「基本計画」という)の策定に当たり、関係者の幅広い参画を得てその内容を検討するため、基本計画策定検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 基本計画の策定に関すること。
 - (2) その他検討会議の目的を達成するため必要と認められる事項。

(組織)

- 第3条 検討会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。
- 2 検討会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

- 第4条 検討会議は、福祉局長が招集するものとする。
- 2 委員は自ら指名する者を代理として出席させることができる。
- 3 検討会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は福祉局福祉部地域福祉課において行う。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和5年6月28日から施行する。

別表1

(五十音順・敬称略)

氏名	つまり (五十百点・駅が売) 役職名
東弘子	愛知県立大学教授
いのうえ かなこ 井上 香奈子	豊田加茂福祉相談センター長
於 片岡 笑美子	日本フォレンジックヒューマンケアセンター会長
がに やけのり 可児 康則	愛知県弁護士会 両性の平等に関する委員会副委員長
^{かめい} 亀 井 かな	かけこみ女性センターあいちスタッフ
後藤澄江	日本福祉大学教授
近藤 八津子	名古屋YWCA相談員
佐藤 嘉彦	愛知県社会福祉協議会事務局長
w B B	愛知県警察本部警務部警務課総合企画室長
千喜良 美由紀	名古屋市子ども青少年局子育て支援部主幹
っじかわ ゆきひろ 土川 幸博	愛知県精神保健福祉士協会副会長
野口 幸夫	愛知県婦人福祉会白菊荘長
was 克明	愛知県医師会理事
##\\\\ 增井 香名子	日本福祉大学准教授
森格	名古屋法務局人権擁護部第二課長
やまもと ひろえ 山本 広枝	愛知県母子寡婦福祉連合会理事長
pt. ps. st. st. st. st. st. st. st. st. st. s	名古屋出入国在留管理局総務課長補佐

愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画

2024 年 3 月発行 愛知県福祉局福祉部地域福祉課